

令和6年第9回大山町教育委員会

招集年月日 令和6年8月30日（金） 午前10時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		兎山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（I H式回転釜））

日程第 4 報告第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第4号） 教育委員会所管の予算）

日程第 5 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第5号） 教育委員会所管の予算）

日程第 6 議案第 2 号 令和5年度大山町教育委員会の事務の管理及び執行の
状況の点検・評価について

（裏面あり）

日程第 7 報告第 3 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
(指定学校の変更について)

日程第 8 報告第 4 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
(区域外就学について)

3. その他

4. 次回の開催日程 令和6年9月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
7 月 30 日	火	嘉手納町出発式、小学生イングリッシュキャンプ(～31日)
31 日	水	西小研生活部会研修会
8 月 2 日	金	六長合同会議
3 日	土	兵庫教育大学総会・研修会(～8/6)
4 日	日	テメキュラ交流帰国
6 日	火	襄陽郡中学生交流出発(～8/9)
9 日	金	臨時議会、中山みどりの森保育園お泊り保育、仁王堂公園星空観察
10 日	土	光徳子供学園沢登り交流
11 日	日	ハワイ語学研修米子空港迎え
13 日	火	学校閉庁日(～15日)
20 日	火	夏見つけ(大山保育所・小学校)
21 日	水	大山保育所計画訪問
22 日	木	中国五県教育長研究大会(岡山県和木町)(～8/23)
24 日	土	赤松サロン講義
25 日	日	大山を歩く会
26 日	月	中学生のための英語漬けの半日
27 日	火	大山きゃらぼく保育園計画訪問
28 日	水	中学校2学期始業式
29 日	木	西部地区同和問題対策協議会
30 日	金	小学校2学期始業式、全員協議会、定例教育委員会

今 後 の 予 定

9 月 2 日	月	総合教育会議13:30－15:00
3 日	火	9月議会開会

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について (財産の取得について（I H式回転釜））

令和6年第6回大山町議会臨時会に提案する財産の取得（I H式回転釜）について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|---------|---|
| 1 取得物件 | I H式回転釜 |
| 2 取得金額 | 13,970,000円 |
| 3 取得先 | 島根県松江市東出雲町意宇東3丁目6-5
山陰アイホー調理機株式会社 代表取締役 佐々木 勝彦 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する
こと。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第2号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和6年度大山町一般会計補正予算(第4号) 教育委員会所管の予算)

令和6年第6回大山町議会臨時会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 8 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

令和 5 年度大山町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づく、大山町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について、承認を求める。

令和 6 年 8 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

報告第 3 号

教育長の臨時代理による事務の承認について (指定学校の変更について)

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づく指定学校の変更について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 指定学校変更の申立て | 1 件（詳細別紙） |
| 2. 申立てに対する承諾日 | 令和 6 年 8 月 6 日 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第 3 条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第4号

教育長の臨時代理による事務の承認について (区域外就学について)

学校教育法施行令第9条の規定に基づく区域外就学について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年8月30日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1件（詳細別紙）
2. 申立てに対する承諾日 令和6年8月22日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。